

B 特定商品の販売に係る計量関係について

1 法第12条に規定する特定商品の範囲等について

(1) 特定商品の分類について

法第12条第1項及び第2項並びに第13条第1項に規定する「特定商品」の分類は、日本標準商品分類を参考とする。

なお、特定商品等が混合されている商品（以下「混合商品」という。）であって、特定商品の分類が困難な商品は、次のとおり扱うものとする。

① 混合商品が特定商品だけで構成されている場合

量目令別表第1の第3欄が表(1)（表(1)又は表(3)のものを含む。以下同じ。）又は表(2)の特定商品のみで構成されている場合は、混合割合の多い商品をもって特定商品とし、それぞれ量目令別表第2の表(1)又は表(2)の量目公差を適用する。それ以外にあっては、量目令別表第2の表(2)の量目公差を適用する。

② 混合商品が特定商品と非特定商品で構成されている場合

計量法の対象外とする。

(2) 「加工品」の解釈について

量目令中「加工品」とは、次の状態にあるものとする。

① 加熱した状態

② 味付けした状態

③ 原形を変えた状態。ただし、原形が判断できるもの（例えば、無頭えび）は除く。

④ 乾燥した状態。ただし、豆類は除く。

(3) 「冷凍食品」、「冷凍品」及び「冷蔵」の解釈について

① 「冷凍食品」とは、前処理を施し、急速冷凍を行い包装された状態で、消費者が購入する直前に冷凍の状態で販売（保藏）されている商品をいうものとする。

② 「冷凍品」とは、①以外の冷凍状態にある商品をいうものとする。

③ 「冷蔵」とは、低温（零度前後）で管理されている状態をいうものとする。

2 「密封」の意義について

法第13条第1項中の「容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにする」とは、具体的な例としては次のような場合をいうものとする。

(1) 容器又は包装を破棄しなければ内容量の増減ができない場合

① 缶詰

② 瓶詰（王冠若しくはキャップが噛み込んでいるもの又は帶封のあるもの等）

③ すず箔、合成樹脂、紙（クラフト紙、板紙を含む。）製等の容器詰めであって、ヒート・シール、のり付け、ミシン止め又はアルミニウム製ワイヤで巻き閉めたもの等

④ 木箱詰め又は樽詰め（釘付け、のり付け、打ち込み又はねじ込み蓋式のもの等）

⑤ いわゆるラップ包装（発泡スチロール製等の載せ皿をストレッチフィルム等で覆い、フィルム自体若しくはフィルムと皿とが融着しているもの又は包装する者が特別に作成したテープで止めているもの）

(2) 容器又は包装に付した封紙を破棄しなければ内容量の増減ができない場合

容器又は包装の材質又は形状を問わず、第三者が意図的に内容量を増減するためには、必ず破棄しなければならないよう特別に作成されたテープ状のシール等が、詰込みを行う者によりその容器又は包装の開口部に施されているもの

(注1)　紙袋、ビニール袋等の開口部を、ひも、輪ゴム、こより、針金、セロハンテープ、ガムテープ等により封をした程度のもの又はホッチキスで止めた程度のものは、上記の「特別に作成されたテープ状のシール等が施されたもの」には該当しないものとする。

(注2)　いわゆるラップ包装のうち、(1)-(5)に該当しないものであっても、上記の特別に作成されたテープ状のシール等が施されていれば、(2)に該当する。

3 輸出する特定商品に対する適用について

法第13条第1項の表記義務は、輸出する特定商品については適用しない。

4 特定物象量の表記の方法について

特定物象量の表記を行う際、「標準」「約」「ほぼ」等の曖昧な表記を併記することは不可とする。